

## 釧路市導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### ①人口構造

当市の人口は戦後人口が増加し、水産業が好調だったことや製菓会社の進出などもあり1980(昭和55)年に227,234人とピークになったが、以降は少子高齢化の進行と、水産業や石炭産業をはじめとする地域経済の低迷などにより他地域(特に札幌圏、東京圏)へ人口が流出したため現在まで減少傾向が続いており、現在は164,298人となっている。また、15歳以上就業者総数(国勢調査)の直近のデータでは、2010(平成22)年は79,175人であったが、2015(平成27)年は74,870人と労働力人口も減少傾向にある。

##### ②産業構造

当市は、恵まれた自然環境を生かした農業、林業、水産業の第1次産業と食料品製造業や石炭産業、紙・パルプ産業、木材産業などの第2次産業を基盤に、商業、観光などの第3次産業とも有機的に結びついており、道東の産業経済の中心として発展している。

##### ③中小企業の実態等

当市に事業所を有する企業の規模としては、資本金1億円以下の企業が99.4%、資本金3億円以下の企業が99.9%(平成28年経済センサス(企業等に関する集計)資本金階級別会社企業数による)と、ほとんどが中小企業である。

以上から、各産業における中小企業の生産性が向上することにより、様々な産業へ波及することが期待されるため、先端設備等の導入を支援していくことが重要となっている。

#### (2) 目標

~~中小企業等経営強化法第49条第1項~~生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に120件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

釧路市における産業構造では、様々な業種が密接に結びついており、設備投資による当該企業の生産性の向上が地域経済全体の発展に寄与するものと考えられる。

よって、本計画において対象とする設備は、市内に事業所を有する事業者、又は先端設備等導入計画申請後に市内に事業所を有する見込みである事業者が導入するものであって、~~〇〇施行規則第〇条~~中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

※事業所：従業者(個人事業主等含む)と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われる場所(経済センサス参照)

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

釧路市内の各産業における中小企業の労働生産性の向上を目指すことから、本計画において対象となる区域は、釧路市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

釧路市内の各産業における中小企業の労働生産性の向上を目指すことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際しては際も当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。